(2)

(1)に該当しない施設であつて、四キロ区域内に他の医療機関のないもの

(1)に該当する施設がある場合にあつては、別表第一の二に掲げる額（その額が前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間における別表第二の上欄に掲げる歳出予算科目に係る支出金の合計額から同期間における同表の下欄に掲げる歳入予算科目に係る収入金の合計額を控除した額を超える場合は、当該控除した額）の三分の二以内の額

(2)に該当する施設がある場合にあつては、別表第三に掲げる額（その額が前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間における別表第二の上欄に掲げる歳出予算科目に係る支出金の合計額から同期間における同表の下欄に掲げる歳入予算科目に係る収入金の合計額を控除した額を超える場合は、当該控除した額）の十分の五以内の額

ヲ　その他特別の事情がある場合

別に定める額

二　当該都道府県に特別の事情がある場合

別に定める額

（市町村調整対象需要額の算定方法）

第七条　市町村調整対象需要額は、次に掲げる額の合計額とする。

一　イ及びロに掲げる額の合算額からハ及びニに掲げる額を控除した額

イ　当該市町村に係る第四条第一項第一号イ(1)から(11)までに掲げる額の合算額（当該年度の前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間において前期高齢者交付金がある都道府県内の市町村にあつては、当該前期高齢者交付金の額に次の式により算定した数を乗じて得た額（ハ及び第三項において「前期高齢者交付金按分額」という。）を控除した額）

（当該市町村に係る算定政令第九条第一項第二号ロの年齢調整後医療費指数）×（当該都道府県に係る国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令（平成二十九年厚生労働省令第百十一号。以下この項において「交付金等省令」という。）第三十一条第七項第二号の基礎都道府県標準所得係数）×((当該市町村に係る算定政令第九条第六項第一号に掲げる数）＋（当該市町村に係る算定政令第九条第七項第一号に掲げる数))×（前期高齢者交付金按分調整係数）

（1＋当該都道府県に係る交付金等省令第三十一条第七項第二号の基礎都道府県標準所得係数）

ロ　当該都道府県に係る第四条第一項第一号ロに掲げる額に次の式により算定した数を乗じて得た額（第四項において「前期高齢者納付金按分額」という。）

（当該市町村に係る算定政令第九条第一項第二号ロの年齢調整後医療費指数）×（当該都道府県に係る交付金等省令第三十一条第七項第二号の基礎都道府県標準所得係数×当該市町村に係る算定政令第九条第六項第一号に掲げる数＋当該市町村に係る算定政令第九条第七項第一号に掲げる数）

（1＋当該都道府県に係る交付金等省令第三十一条第七項第二号の基礎都道府県標準所得係数）×（前期高齢者納付金按分調整係数）

ハ　イ及びロに掲げる額の合算額（当該年度の前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間において前期高齢者交付金がある都道府県内の市町村にあつては、前期高齢者交付金按分額を控除した額）から当該年度における当該市町村に係る第四条第一項第一号ハ(2)に掲げる額を控除した額の百分の四十一に相当する額

ニ　当該年度における当該市町村の基礎賦課額に係る繰入金に相当する額

（新設）